



支給申請自体は微増で、それなのに不服申し立てが急増しているのは、日本年金機構の判定が不透明なため納得できない人が増えた。

社会保険の審査請求公的年金や会社員が加入する健康保険などで、給付など国の決定に対し不服申し立てができる「審査請

社会保険の審査請求公的年金や会社員が加入する健康保険などで、給付など国

が不服申し立ての審理件数

障害年金を申請して不支給と判定されたり、更新時に支給を打ち切られたりした人が不服を申し立て、国が審理、決定した件数が2014年度は約6500件に上り、10年前の04年度に比べ3・5倍に増えたことが19日、分かった。

生労働省本省に置かれる「社会保険審査会」に再審査請求ができる。近年は全体の6・7割を障害年金が占める。

厚労省の公表データや各厚生局への取材によると、国民年金、厚生年金などの「障害給付」に関する一審

特に10年度以降に急増し、13年度には6692件に達した。14年度は微減したものの、04年度比3・5倍の6474件だった。二審段階の件数も10年間で4・4倍に増えた。

一審で申し立てが認めら

れた割合は00年度以降、7

13%で推移していたが、

社会保険審査会に再審査請求する。審査会の裁決にも納得できない場合は、裁判所に訴えることができる。審査会の委員は元判事や医師、社会保険労務士などが、医師、社会保険労務士から選ばれて

打ち切りや支給減額となつた場合でも理由はほとんど説明されず、泣き寝入りしている人も多い。今回判明した打ち切りや支給減額となる「社会保険審査会」とともいえる障害年金だ。

不服申し立ての件数でさえ、氷山の一角とみられる。障害年金は、判定を委託された医師たちが実質的に

障害年金を新規に申請して不支給と判定される人の割合や、更新時に支給停止・減額となるケースは近年増加しているが、その理由も明らかにされていない。

障害年金の実務では、あ

るゆる局面で年金機構の説明責任が果たされておらず、それが不服申し立ての急増を招いた要因だろう。

## 障害年金

# 判定不服10年で3.5倍

14年度6500件

厳格化背景か

打ち切りや減額  
機構説明不十分

14年度は6%と15年間で最も低だつた。

解説

障害がある人の暮らしの「命綱」ともいえる障害年金だが、日本年金機構による支給

としない態勢で行われている。打ち切りや支給減額となつた場合でも理由はほとんど説明されず、泣き寝入りしている人も多い。今回判明した打ち切りや支給減額となる「社会保険審査会」とともいえる障害年金だ。

その上、1~5年ごとの更新に伴つて打ち切りや減額となつても、年金機構は「障害の状態が変わったため納得できないのは無理め」と通知するだけ。障害者が納得できないのは無理もない。

障害の可否を決めている。医師の個性や考え方によつて判定が左右される構造が、不公平を生んでいる主な原因だ。